

## 司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送の実施について（例規通達）

このたび、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく鑑定処分許可状を得て行う解剖（以下「司法解剖」という。）を行った犯罪被害により死亡した者又はそのおそれのある者（以下これらを「被害者」という。）の遺体について、司法解剖による縫合こん等の修復措置（以下「遺体修復」という。）及び司法解剖を行った被害者の遺体（以下「解剖遺体」という。）の搬送を県費による負担で業者に依頼することとし、平成 17 年 4 月 1 日から次により取り扱うこととしたので、適正な運用に努められたい。

### 記

#### 1 目的

被害者の遺族は、捜査により様々な精神的被害を受けることがあり、特に、司法解剖による二次的被害は深刻さを増している現状にあることから、被害者支援の一環として、解剖遺体の修復及び搬送業務を県費による負担で民間業者に依頼し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、円滑な捜査活動を推進するものである。

#### 2 遺体修復

##### (1) 対象遺体

遺体修復の対象となる遺体（以下「修復対象遺体」という。）は、解剖遺体とする。ただし、腐敗、炭化、白骨化が著しいなど遺体の状況から、遺族の精神的被害の軽減等遺体修復による効果が認められない遺体及び身元不明遺体を除く。

##### (2) 手続

###### ア 遺族の意思確認

警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、解剖遺体が修復対象遺体である場合は、遺族及び遺体の引渡しを受け火葬埋葬等を行うことを申し出た者（以下「遺族等」という。）に対し、遺体修復を行うか否かについての意思確認を行うものとする。

###### イ 実施の決定

警察署長等は、前記アの意思確認の結果、遺族等が遺体修復を希望した修復対象遺体について、修復業者に関する遺族等の意見を聴取の上、修復業者に遺体修復を依頼するものとする。この場合において、警察署長等は、事前に遺族等から遺体修復・搬送承諾書（別記様式第 1 号）を徴するものとする。

###### ウ 修復依頼対象業者

遺体修復専門業者又は遺体修復を行うことができる葬祭業者等とする。

###### エ 修復場所

遺体修復は、原則として、遺体修復の実施を決定した警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の死体安置場所で行うものとし、これが出来ない場合は、司法解剖が可能な場所及びこれに準ずる施設（以下「施設等」という。）において行うものとする。

###### オ 立会い

警察署長等は、遺体修復に際しては、所属の警察官を立会いさせ、修復対象遺体の管理を徹底するものとする。

###### カ 結果報告

遺体修復に立会いした警察官は、遺体修復が終了したときは、速やかに、遺体修復及び遺体搬送終了報告書（別記様式第 2 号）を作成するものとする。

#### 3 遺体搬送

(1) 対象遺体

遺体搬送の対象となる遺体（以下「搬送対象遺体」という。）は、解剖遺体とする。

(2) 搬送車両

搬送対象遺体の搬送に使用する車両は、霊柩自動車の普通車両に限るものとし、宮型霊柩車、洋型霊柩車等の特別車両は使用できないものとする。

(3) 搬送区間

搬送する区間は、原則として、警察署等又は施設等から富山県内の被害者の自宅等までとする。

(4) 手続

ア 遺族の意思確認

警察署長等は、遺族等に対し、搬送対象遺体の遺体搬送を行うか否かについての意思確認を行うものとする。

イ 実施の決定

警察署長等は、前記アの意思確認の結果、遺族等が遺体搬送を希望した搬送対象遺体について、遺体搬送を行うものとする。この場合において、警察署長等は、事前に遺族等から遺体修復・搬送承諾書（別記様式第1号）を徴するものとする。

ウ 搬送依頼対象業者

国土交通省から霊柩事業許可業者として認可を受けた業者であって、搬送依頼に応じられる業者とする。

エ 搬送依頼の手続

警察署長等は、遺族等の意見を聴取の上、遺体の搬送先を考慮して、搬送業者、搬送時間、搬送区間について決定し、搬送業者に遺体搬送を依頼するものとする。

オ 結果報告

搬送対象遺体を搬送業者に引き渡す場合、これに立会った警察官は、引き渡し後、速やかに、遺体修復及び遺体搬送終了報告書（別記様式第2号）を作成するものとする。

4 費用の支払

(1) 警察署の事件担当課長（高速道路交通警察隊にあつては副隊長）は、遺体修復及び遺体搬送を業者に依頼することとなったときは、速やかに当該警察署の会計課長（高速道路交通警察隊にあつては会計担当者。以下「会計課長等」という。）に連絡するものとする。

(2) 会計課長等は、遺体修復及び遺体搬送費用の支払い手続を、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の規定に基づいて行うものとする。

5 運用上の留意事項

(1) 遺族等が本制度の利用を辞退した場合は、遺族等の意向を尊重すること。

(2) 業者に依頼する際は、あらかじめ本制度に基づいて依頼する旨を説明すること。

(3) 身元不明遺体の身元が判明した場合は、遺族等から遺体修復及び遺体搬送の要望があった時点で、遺体修復及び遺体搬送を行うこと。

(4) 遺族等の承諾に基づき遺体修復及び遺体搬送を依頼する場合には、遺族等に対して事前にその趣旨等を十分に説明し、無用の紛議を生じさせないように配慮すること。

(5) 搬送業者に遺体搬送を依頼した場合であっても、対象遺体を遺族等に引き渡す際には必ず警察官が立会い、死体及び所持金品引取書を徴すること。

※ 別記様式省略